

令和 3 年 第 1 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 3 年 1 月 1 5 日

武蔵村山市教育委員会

令和3年第1回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 令和3年1月15日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時32分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 池谷光二(教育長) 大野 順 布
杉原 栄 子 比留間 雅 和
潮 美 和

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	神子 武己	学校教育担当部長	高橋 良友
教育総務課長	井上 幸三	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	赤坂 弘樹	学校給食課長	長谷 慶一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	高橋 一磨
スポーツ振興課長	西原 陽	図書館長	三條 博美
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 市場 直樹
吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第1号 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の申出について
- 5 議案第2号 令和3年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 6 協議事項 (1)令和2年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞(案)について
(2)第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)について
(3)武蔵村山市学校施設の長寿命化計画(案)について

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

なお、これに関連して会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えます。そのため、事務局職員におきましては、簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和3年第1回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和2年度教育関係表彰者等一覧についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和2年度教育関係表彰者等一覧について御報告をさせていただきます。

初めに、令和2年度東京都教育委員会職員表彰について御報告申し上げます。

まず、個人表彰の教職員（立志賞）でございますが、小中一貫校村山学園第二中学校の打野里奈教諭が部活動指導の推進に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

次に、個人表彰の教職員の分野でございます。小中一貫校大南学園第七小学校の高山夏樹主幹教諭が学校運営の推進に係る功績が認められ、また第五中学校の有沼賢二主幹教諭が理科教育の推進に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。

団体表彰の分野でございますが、第一小学校が小学校動物飼育推進校及び持続可能な社会づくりに向けた教育推進校に係る功績が認められ、表彰されるものでございます。

なお、表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催しない旨の連絡を東京都教育委員会からいただいております。

また、今年度の東京都教育委員会職員表彰の全体の表彰者数でございますが、個人表彰の小・中学校教職員の立志賞につきましては2名、個人表彰の小・中学校教職員につきましては32名、小・中学校管理職につきましては33名、団体表彰につきましては小・中学校合わせて9団体となっております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度文部科学大臣優秀教職員表彰について御報告を申し上げます。

まず、小中一貫校大南学園第七小学校の吉村康佑栄養教諭が、食育の推進において特に顕

著な成果を上げたことが認められ、表彰をされました。次に、第八小学校の椎野祐史主幹教諭が、算数科教育の推進を軸とした学校運営の充実について特に顕著な成果を上げたことが認められ、表彰をされました。

表彰式は、令和3年1月12日にオンラインによるライブ配信により開催をされました。

それぞれの功績につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

市内小・中学校における新型コロナウイルス感染者の発生についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、市内小・中学校児童・生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生したことについて御報告いたします。

御報告は5件でございます。

1件目は、雷塚小学校児童で、令和2年12月17日に抗原検査で陽性が確認され、12月18日に一部の学年を臨時休業といたしました。校内で9名の濃厚接触者がおりましたが、その後、PCR検査で全員陰性となりました。校内の消毒については、12月17日に実施をいたしました。

2件目は、第二小学校児童で、令和2年12月22日にPCR検査で陽性が確認され、12月23日に一部の学年を臨時休業といたしました。校内での濃厚接触者はおりませんでした。校内の消毒については、12月23日に実施をいたしました。

3件目は、第一小学校児童で、令和3年1月6日にPCR検査で陽性が確認されましたが、校内での濃厚接触者はおりませんでした。

4件目は、第十小学校児童で、令和3年1月10日にPCR検査で陽性が確認されましたが、校内での濃厚接触者はおりませんでした。

5件目は、第五中学校生徒で、令和3年1月10日にPCR検査で陽性が確認されましたが、校内での接触者はおりませんでした。

3件目から5件目については、児童・生徒の登校状況から、臨時休業及び消毒は実施しておりません。

以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、3点目でございます。

令和3年成人式の開催結果についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、文化振興課長から報告いたします。

高橋文化振興課長、お願いします。

○高橋文化振興課長 それでは、令和3年成人式の開催結果について御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

令和3年成人式は、1月11日成人の日に、さくらホール大ホールで実施をいたしました。

対象者は、平成12年4月2日生まれから平成13年4月1日生まれの方、777人で行いました。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、密集を避けるため式典を2部制に分けるとともに、音楽演奏やビデオレターのアトラクションを取りやめて開催いたしました。第1部式典は午前11時から行った後、入替え、館内の消毒作業後、第2部式典を午後0時45分から行いました。

記念品は、村山大島紬の印鑑ケースを配布いたしました。

対象者777人に対しまして484人の出席があり、出席率は62.3%で行いました。

教育長をはじめ、教育委員の皆様には、主催者として御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

4点目のその他でございますが、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 資料3、成人式についてです。

3密を避けた座席の設置や、消毒への取組など、係の方は大変だったことと思いますが、式典のみでしたけれども、司会進行の方々や、代表の誓いの言葉、本当に立派だったと思います。心に残る成人式になったと思いました。

ただ、式の後に、和やかに交流を深めていらしたことが、微笑ましいと思いつつちょっと心配でした。式典のみでしたが、素晴らしい成人式だったと思いました。ありがとうございます。

いました。

○池谷教育長 どうもありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって、教育長報告を終わります。

**◎日程第4 議案第1号 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の
申出について**

○池谷教育長 日程第4 議案第1号 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第1号の提案理由を説明させていただきます。

市内小・中学校の屋内運動場に空調設備が新設等されたことに伴い、施設使用者が空調設備を使用する場合は、使用料を徴収することになったことから、条例の一部改正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、スポーツ振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

西原スポーツ振興課長、お願いします。

○西原スポーツ振興課長 それでは、議案第1号について御説明を申し上げます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、議案の別紙を御覧いただきたいと思っております。

本市におきましては、社会教育の振興を図るため、社会教育法第44条の規定に基づき、武蔵村山市立学校の施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の使用を、主にスポーツ開放ですが、認めております。現在は、屋内運動場、武道場、校庭夜間照明を使用する際は、使用料をいただいているところでございます。

今年度、市内全小・中学校屋内運動場への空調設備の設置が完了したことに伴いまして、空調設備を使用する施設使用者から使用料を徴収するに当たり、武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する必要があることから、市長部局に対しまして条例の改正の申出を行うものでございます。

改正の内容につきましては、ただいま御覧いただいております議案別紙を含め2枚おめく

りいただいた新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第5条第1項中、「校庭夜間照明」の次に「又は冷暖房空調設備」を加えるものでございます。

また、別表1中、「施設名」を「施設名等」に改めております。これは、冷暖房空調設備を加えること、また、実際は施設名だけではないことによります。

続きまして、別表1中に、「冷暖房空調設備 1時間につき 550円」を加えております。使用料の算出方法につきましては、各小・中学校の1時間当たりの空調設備電気代積算額の平均金額から算出した使用料となっております。

最後に附則でございしますが、武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の施行日を令和3年4月1日とするものでございます。

なお、今後、文書審査を受けることによりまして修正が加わることがございますが、基本的な趣旨につきましては変更ございませんので、あらかじめお申し添えさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第1号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第1号 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第2号 令和3年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく
主要施策・主要事業について

○池谷教育長 日程第5、議案第2号 令和3年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第2号の提案理由を説明させていただきます。

令和3年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

神子教育部長、お願いします。

○神子教育部長 それでは、議案第2号 令和3年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきまして御説明をいたします。

令和3年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきましては、前回、令和2年12月18日に開催をされました令和2年第12回教育委員会定例会におきまして、協議事項といたしまして委員の皆様へ御説明を申し上げたところでございます。そのため、本日は詳細な説明は省略をさせていただき、委員の皆様からいただいた御意見等を中心に御説明をさせていただきたいと存じます。

第12回定例会の会議の中では、国際交流、児童・生徒表彰、児童・生徒の学力向上を図るための調査、校務支援システム、礼儀作法読本、新型コロナウイルス感染症への対応及びGIGAスクール構想に関する御質問及び御意見をいただいたところでございます。

また、第12回定例会後に御意見、お気付きの点があった場合は、令和3年1月4日までに教育総務課に御連絡をお願いしたところでございますが、定例会後は、委員の皆様からの特段の御指摘はございませんでした。

いただいた御意見等につきましては、御協議申し上げました内容に御賛同をいただくものなどであり、修正等の御指摘はなかったことから、本日御決定をお願いする教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきましては、前回12月の定例会において御提示したものと同内容のものでございます。

説明は以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第2号 令和3年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 協議事項

○池谷教育長 日程第6、協議事項を議題といたします。

委員からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの協議事項をお受けいたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局から令和2年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞(案)について、第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画(案)について及び武蔵村山市学校施設の長寿命化計画(案)についての3点について、御協議をお願いいたします。

○池谷教育長 それでは、協議事項の1点目、令和2年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞(案)についての説明を求めます。

赤坂指導・教育センター担当課長、お願いします。

○赤坂指導・教育センター担当課長 それでは、令和2年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞(案)について、委員の皆様にご協議を賜りたく、まずは御説明を申し上げます。

す。

令和3年3月24日水曜日に市立小学校、同3月19日金曜日に市立中学校の卒業証書授与式が挙行されます。つきましては、同卒業証書授与式の教育委員会告辞について、別紙のとおり提案させていただきます。

まずは、小学校の告辞でございます。小学校の告辞につきましては、小惑星探査機「はやぶさ2」について取り上げました。多くの方々の思いや協力が実を結んだ結果であることから、将来の夢のために一人一人が挑戦や努力を続けていくとともに、友達や周りの人たちに相談し、互いに支え合い、向上できる人間関係を築いていってほしいという願いを込めております。

次に、中学校の告辞でございます。中学校の告辞につきましては、北里柴三郎博士の言葉について取り上げました。北里博士の「熱と誠があれば、何事でも達成する」という言葉から、自身が成し遂げたいことに向かって自分の思いを大切にするとともに、それをかなえる努力を続けてほしいという願いを込めております。

よろしく御協議を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続いて、協議事項の2点目、第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画（案）についての説明を求めます。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、第五次武蔵村山市特別支援教育推進計画（案）について御説明いたします。

協議事項資料2を御覧ください。

初めに、本計画の策定経過について御説明いたします。

55 ページを御覧ください。

学識経験者、校長会、副校長会の代表、また特別支援学級設置校及び特別支援教室設置校の教諭の代表、都立特別支援学校の教諭、本市関係各課の職員により構成されております武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会の委員名簿でございます。

次に、56 ページを御覧ください。

武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会による検討経過でございます。令和2年7月から12月まで3回にわたって教育委員会事務局案を基に御協議いただきました。また、資料

15 ページ、16 ページに記載されている学識経験者、小・中学校校長会の代表、都立特別支援学校の教諭、東京都多摩立川保健所の職員、医師、市内保育園、幼稚園の園長、市役所関係各課職員等を委員とする武蔵村山市特別支援教育連携協議会及び学識経験者、都立特別支援学校、本市特別支援学級の教諭、医師、臨床心理士等を委員とする武蔵村山市特別支援教育専門委員会においても、本計画についての意見照会を行ってまいりました。

それでは、計画の概要について御説明いたします。

まず、表紙から2枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

大きく5章立ての構成とし、最後に資料を載せてございます。第1章は、計画の策定に当たって、第2章は、武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方、第3章は、武蔵村山市における特別支援教室の現状、第4章は、武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策、第5章は、計画の進行管理、最後に資料編となっております。

続きまして、ページをおめくりいただき、1ページを御覧ください。

第1章の1、計画策定の趣旨でございますが、本市のこれまでの第四次特別支援教育推進計画が令和2年度をもって期間満了となることに伴い、同計画の取組状況を踏まえ、第五次計画を策定し、特別支援教育のより一層の推進を図ることとしております。

続きまして、2ページを御覧ください。

2、計画の位置付けでございます。武蔵村山市第五次長期総合計画及び武蔵村山市第二次教育振興計画を上位計画とし、その個別の計画として、本市の特別支援教育を推進するための計画として位置付けてございます。

次に、同じく2ページの3、計画の期間でございます。今後の推進状況を捉え、本計画に生かしていけるよう5か年の計画期間としております。

次に、3ページを御覧ください。

4、国・東京都・武蔵村山市の取組経過について、(1)国の取組経緯、5ページには(2)東京都の取組経緯、6ページには(3)市の取組経緯を一覧にまとめております。

続きまして、8ページを御覧ください。

第2章、武蔵村山市特別支援教育推進の基本的な考え方の1、基本理念及び2、本計画の6つの指針でございます。第四次計画までの理念や今後の国、東京都等における特別支援教育の方向性を踏まえ、本計画の基本理念、6つの指針を定めてございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

第3章、武蔵村山市における特別支援教育の現状について御説明いたします。

10 ページから 14 ページまでは、1、特別支援学級等の児童・生徒の状況についてを、15 ページから 21 ページまでは、2、武蔵村山市における特別支援教育推進体制を記載してございます。22 ページから 24 ページまでは、第四次武蔵村山市特別支援教育推進計画5年間の評価といたしまして、学校、教育委員会による特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画についての評価を記載してございます。

次に、25 ページを御覧ください。

第4章、武蔵村山市特別支援教育推進における具体的な施策でございます。同じページに施策の体系として施策の体系図を示しております。

次に、26 ページから 39 ページまでが特別支援教育推進に向けた具体的な行動計画、6つの指針と 23 の具体的な施策を示しております。

それでは、本計画の施策のうち、重点的に取り組む事業について御説明をさせていただきます。

32 ページを御覧ください。

(13) 教育・福祉・家庭の連携による支援体制の推進についてでございます。障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援に向け、障害のある子供に係る福祉制度に対する教員への周知や保護者が必要な支援が受けられるための相談体制等の充実、さらに障害のある方の相談機関や医療機関での記録や生育歴等を記録するマイファイルを活用することにより、教育・福祉・家庭の連携による支援体制を推進していきたいと考えております。

続いて、33 ページを御覧ください。

(14) 乳幼児期における支援体制の推進でございます。乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた切れ目のない支援に向け、乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達の遅れの早期発見に努めるとともに、専門家による保育所や幼稚園に在籍する発達障害を有すると思われる児童に対する指導・助言、さらに就学支援シートによる確実な学校への引継ぎを行うことで、乳幼児期における支援体制を推進していきたいと考えております。

続いて、35 ページを御覧ください。

(18) 通常の学級及び特別支援学級における授業改善の推進でございます。発達に課題等がある児童・生徒が授業に集中し、学力を確実に定着できるように、分かりやすい指示や発問、視覚を重視した教材提示等による指導の工夫、また特別支援教育の視点に基づいた指導の工夫、さらに小・中特別支援学級における授業改善推進プランの作成により、児童・生徒

の達成感や自己有用感を育む通常の学級及び特別支援学級における授業改善を推進していき
たいと考えております。

続いて、37 ページを御覧ください。

(20) 教員研修の充実及び特別支援教育コーディネーターの養成でございます。各校にお
ける特別支援教育を推進するため、全ての教職員に対して、校内委員会の運営、授業改善、
インクルーシブ教育等、特別支援教育に関する研修を実施していきます。また、特別支援教
育コーディネーターの専門性の向上に向け、令和3年度より従来の特別支援教育推進委員会
を特別支援教育コーディネーター連絡会（仮称）に移行し、特別支援教育コーディネーター
の養成に努めていきたいと考えております。

続いて、38 ページを御覧ください。

(21) 自閉症・情緒障害特別支援学級の設置でございます。特別支援教室等では、障害に
よる学習又は生活上の困難の改善が難しいと思われる児童・生徒に対する教育的な支援の充
実を図るために、自閉症・情緒障害学級設置検討委員会（仮称）を実施し、中学校における
自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の早期整備を進めていきたいと考えております。
また、本市西部地区における特別支援学級（固定学級）の整備に向けた検討も進めていき
たいと考えております。

続いて、同じページの(22) 校内におけるICTの活用でございます。令和3年度より各
校に整備される1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを活用し、特別支援学級、特
別支援教室及び通常学級において、個のニーズに応じた分かる授業、個別最適化された学び
を具現化させる校内におけるICTの効果的な活用に取り組んでいきたいと考えております。

以上が施策のうち重点的に取り組む事業でございます。

次に、40 ページを御覧ください。

所管別行動計画と数値目標でございます。本計画を推進する上で、学校、教育部、その他
部局による行動計画と学校及び教育部における数値目標を示しております。

40 ページには、(1) 学校における行動計画、41 ページには、(2) 教育部における行動、
42 ページには、(3) その他部局における行動計画、42 ページ下段には、(4) 学校及び教育
部における数値目標を記載しております。

次に、43 ページを御覧ください。

第5章、計画の進行管理についてでございます。1、計画の推進体制、2、計画の点検・
評価に記載されていますように、本計画の実効性を高めるために、年度ごとにそれぞれの事

業の推進状況について調査を行い、その結果を特別支援教育連携協議会に報告するとともに、必要に応じて意見を聴取し、点検と評価を行ってまいります。

次に、45 ページの資料編を御覧ください。

46 ページには、1、武蔵村山市就学相談の一般的な流れ、47 ページには、2、「就学支援シート」の様式、48 ページから 50 ページまでは、3、特別支援教室リーフレット、51 ページから 52 ページは、4、副籍制度リーフレット、53 ページから 54 ページは、5、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱、55 ページには、6、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会委員名簿、56 ページには、7、武蔵村山市特別支援教育推進計画策定委員会検討結果、56 ページ下段には、8、都立特別支援学校一覧、57 ページから 63 ページは、9、用語の解説を載せてございます。

説明につきましては、以上となります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の協議以降に御意見等がございましたら、1月22日金曜日までに教育指導課担当者までお知らせください。本日の教育委員会での協議の内容、それ以降にいただいた御意見等を踏まえ、必要に応じて事務局で修正を加えた後、2月の教育委員会で改めて議案としてお諮りさせていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続いて、協議事項の3点目、武蔵村山市学校施設の長寿命化計画（案）についての説明を求めます。

神子教育部長、お願いします。

○神子教育部長 それでは、武蔵村山市学校施設の長寿命化計画につきまして御説明をさせていただきます。

協議事項資料3を御覧いただきたいと存じます。

教育委員会では、築年数が経過した学校施設につきまして、計画的に更新するための基本的な方針を定めることとしてございます。

詳細につきましては、教育施設担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○池谷教育長 櫻井教育施設担当課長、お願いします。

○櫻井教育施設担当課長 それでは、武蔵村山市学校施設の長寿命化計画（素案）について御説明させていただきます。

協議事項資料 3 を御覧ください。

初めに、本計画素案の策定に至る経緯について御説明いたします。本計画は、平成 29 年 3 月に策定されました武蔵村山市公共施設等総合管理計画（全体計画）を上位計画とする建築系公共施設の個別施設計画として、文部科学省からの要請により学校施設を対象とした計画として策定するものでございます。また、本計画につきましては、昨日行われました公共施設等整備再編推進本部会議におきましても御審議いただいております。

なお、本日の教育委員会での協議を踏まえまして、教育委員会事務局側で必要な修正を加えまして、2月の教育委員会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

それでは、計画素案の概要について御説明させていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧いただきたいと思っております。

第 1 章から 7 章までございまして、第 1 章は、学校施設の長寿命化計画の背景・目的等、第 2 章は、学校施設の目指すべき姿、第 3 章は、学校施設の実態、第 4 章は、学校施設整備の基本的な方針等、第 5 章は、基本的な方針等を踏まえた整備の水準等、第 6 章は、長寿命化の実施計画、第 7 章は、長寿命化計画の継続的運用方針、最後は資料編となっております。

続きまして、1 ページを御覧ください。

第 1 章、(1) 背景でございますが、本市の学校施設の大部分が築 40 年以上となり、老朽化が顕著になっている中、多額の費用を要する建て替えを短期間で、なお集中的に行うことは財政的にも難しいこと、また、時代の変化に対応しながら適切な老朽化対策に取り組む必要があるとしております。

中段(2) 計画策定の目的でございますが、総合管理計画で対象とした建築系公共施設について、老朽化状況を把握し、施設の在り方の方向性を検証し、現在策定中であります施設保全計画と連動しながら、今後の学校施設の適正な規模や配置、施設整備の方針、当面の計画を定め、児童・生徒の健全な成長のために適切な教育環境の整備を推進することといたしております。

続きまして、2 ページを御覧ください。

(3) 計画の位置付けと(4) 計画期間でございます。計画期間につきましては、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間としております。

3 ページを御覧ください。

(5) 対象施設でございますが、小・中学校全校といたしております。

次に、4ページを御覧ください。

第2章、学校施設の目指すべき姿でございますが、第二次教育振興基本計画の5つの基本方針を基に、学校施設に関わる施策を基に教育環境の整備を進めることといたします。また、今後改定される教育大綱、教育振興基本計画も踏まえて施策を推進していくことといたします。

続きまして、6ページから13ページまでについて御説明いたします。

6ページの第3章、学校施設の実態としましては、学校施設の概要について、8ページからは、小・中学校の児童・生徒数、学級数の見通しについて整理したのとなつてございます。

続きまして、14ページを御覧ください。

⑥施設関連経費の推移でございますが、過去5年分の施設関連経費の実績と5年平均をお示ししております。表8の上段になります施設整備費、いわゆる工事費でございますが、平成29、30年度は特別教室冷房化事業を実施していることにより若干多くなつておりますが、5年平均といたしましては、約3億9,000万円となつてございます。

15ページを御覧ください。

⑦施設整備の状況でございますが、平成元年以降の実績について、主な工事の履歴を図示したものでございます。校舎の外壁の塗装や窓枠の取り替え、屋上の防水改修などを継続的に実施しております。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

⑧学校施設の築年度別の保有量でございますが、図9のとおりで、本市の学校施設は、市の公共施設全体の約6割を占めており、また築年度別では、図10のとおり、築30年以上のものが約90%、築50年以上のものが約26%を占めております。

続きまして、18ページを御覧ください。

⑨今後の維持管理・更新コスト（従来型）でございますが、建築後15年で中規模な改修、30年で大規模な改修を実施し、建築後60年で建て替えるといういわゆる従来型と申しております更新サイクルを続けると仮定したもので、50年間で約461億円という金額となり、年平均で9億2,000万円となります。この金額は、過去5年の施設整備費と維持管理費の実績の平均額の約2.2倍に相当いたします。

続きまして、20ページを御覧ください。

(2) 学校施設の老朽化の状況でございます。躯体の健全性を評価し、長寿命化が可能かどうかの判定フローをお示ししております。

21 ページ中段を御覧ください。

躯体の健全性の評価結果でございますが、校舎及び体育館など全 51 棟のうち、長寿命化が可能な建物が約 65%、棟数で言うと 33 棟という評価結果となっております。

続きまして、22 ページから 51 ページまでを御説明いたします。

22 ページからは、躯体以外の劣化状況の調査、劣化度ランクの算出方法について、24 ページからは、各校の劣化度評価結果、劣化度と老朽度の関係のグラフについて、また 26 ページから 51 ページまでは、学校別の劣化状況について、第一小学校から第五中学校までの劣化状況と必要な対策例及び劣化状況についてまとめ、整理したものでございます。

一例として申し上げますと、26 ページを御覧ください。第一小学校の棟別の劣化状況を御覧ください。校舎や体育館につきまして、外壁や屋上、教室などの内部の劣化状況をアルファベットの a から d、4 つのランクで評価したものでございます。

続きまして、52 ページを御覧ください。

第 4 章、学校施設整備の基本的な方針等、(1) 学校施設整備における課題の認識でございますが、主な検討課題を整理しております。対応すべき課題として、4 項目、①が建替えが迫る学校への取組～築 55 年以上の建物の建替え・長寿命化の方針、具体的な行動年表の作成、②学校施設全体の計画的な更新の見通し、③学校更新における施設の在り方の方向性に関する検討、あるいは④メンテナンスサイクルの確立としてございます。

続きまして、53 ページを御覧ください。

(2) 課題に対する取組事項でございますが、取組 1 としまして、建替え時期が迫る学校について、具体的な更新計画の検討を開始することといたします。取組 2 として、学校施設全体の更新計画を作成いたします。取組 3 としまして、学校更新における施設の在り方について検討いたします。取組 4 といたしまして、本計画に基づくメンテナンスサイクルのしくみづくりを行うこととしております。

続きまして、55 ページを御覧ください。

(3) 学校施設の規模・配置等に関する基本方針でございますが、公共施設総合管理計画における施設類型ごとの基本方針を踏まえて、3 つの方針を示しております。まず方針 1 としては、学校施設の規模や配置の適正化、方針 2 として、社会的ニーズへの対応、方針 3 として、予防保全の推進としてございます。

続きまして、56 ページを御覧ください。

学校施設の規模・配置計画等の方針でございますが、児童・生徒数の今後の見通しは減少傾向であるものの、少人数学級や特別支援教室の充実、当面、統廃合の予定はございませんが、更新の際には、複合化など効率的な運用も検討することといたしております。

続きまして、57 ページでございます。

改修等の基本的な方針、長寿命化の方針でございますが、18 ページにお示ししてございます今後の維持管理・更新コスト（従来型）にお示ししたとおり、直近5年間の実績の2.2倍かかる見込みでありまして、更新のピークは令和11年度から23年度頃までとなっており、中長期的な観点から、コストの縮減と予算の平準化を図るために、従来型の建て替え中心のサイクルから長寿命化改修による施設の長期使用を目指すものといたします。

続きまして、58 ページを御覧ください。

目標使用年数、改修周期等の設定でございますが、学校の校舎につきましては、主に鉄筋コンクリート及び鉄骨造でございまして、80年度まで長寿命化が可能であると言われていたことから、60年目に長寿命化改修を行うことを目標といたします。59 ページに、図17として従来型と長寿命化型のサイクルをイメージ化したものをお示ししております。

続きまして、60 ページを御覧ください。

基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等でございますが、ここから67ページまでは、建物の部位ごとや機能、用途別の整備水準、維持管理方針をお示ししております。

68 ページを御覧ください。

第6章、長寿命化の実施計画、改修等の優先順位付けと実施計画でございますが、表のとおりでございますが、今後10年の計画をお示したものでございます。

続きまして、71 ページを御覧ください。

長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果でございますが、長寿命化改修に係る費用の試算条件等をお示ししております。

続きまして、72 ページを御覧ください。

長寿命化の試算結果としまして、従来型と長寿命化型の比較をしております。長寿命化型の更新にシフトした場合は、令和3年度以降の50年間の総額が約449億円で、年平均として約9億円の試算となります。従来型の更新の場合と比較いたしますと、総額461億円で年平均9.2億円となりますので、ほとんど変わりはありませんが、直近の20年間で比較いたしますと、年間3.4億円の縮減効果がございます。

続きまして、73 ページを御覧ください。

今後の課題でございますが、長寿命化の効果によって、更新費用の平準化など一定の効果は得られるものの、財源不足を賄う具体的な方策は立てられておらず、更新費用の確保の観点から、施設総量の縮減や維持管理の効率化等を図る必要があるとしております。また、学校施設につきましては、市全体の約 61%を占めており、更新費用の縮減の影響は大きくなることから、集約化、複合化などの効率化を図る必要があるとしております。

続きまして、74 ページを御覧ください。

第 7 章、長寿命化計画の継続的運用方針でございます。

(1) 点検診断の継続的実施、施設を長く健全に使うために、予防保全を基本とした計画的な維持管理が必要であり、教育施設担当で責任を持って行うことといたします。

(2) 情報基盤の整備と活用、学校施設の各情報共有のために、データベース活用とマネジメントシステムの運用を検討いたします。

(3) 推進体制の整備といたしましては、教育施設担当を中心に関係各課と連携し、体制をつくり、意思決定については、公共施設等整備・再編推進本部で行うことといたします。

(4) 計画のフォローアップでございますが、具体的な事業費は、実施計画において毎年精査されるものもあることございますので、長寿命化の実施計画の工程表については、実施状況により適宜必要な修正を加えることといたします。

75 ページ以降につきましては、資料編でございます。

説明は以上でございます。

本日御協議いただくとともに、本日の教育委員会の後に、御意見、お気づきの点がございましたら、来週 1 月 22 日までに教育施設担当に御連絡をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより協議事項に対して御意見、質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 協議資料 1 の告辞ですけれども、小学校、中学校ともにタイムリーな話題を入れていただいて、非常に良いと思いました。教育委員会から卒業生へのメッセージなので、とても大事だと思います。

小学校は、はやぶさ 2 についてということで具体的にいろいろ述べられていますけれども、中学校の北里柴三郎博士のところ、功績をよくまとめてあるのですが、やはり具体例があ

ったほうが良いと思います。例えばペスト菌の発見、破傷風の治療法の開発など様々な功績を成し遂げたことがあれば、具体的にイメージが湧くと思います。ぜひそのあたりをよろしくお願いしたいと思います。

○池谷教育長 より具体的にということで、ありがとうございます。

その他ございますでしょうか。

潮委員、お願いします。

○潮委員 協議事項2の第3章、12ページでございます。

こちらに東京都が実施した調査というのがございまして、これに校長先生が回答している結果と現在の特別支援教室に在籍している児童数というところに乖離が生じているということがございます。こちらに関してなんですが、学校側がそのような発達障害であったり情緒障害などの可能性があると思われるというか、思われる児童・生徒の保護者に対して、学校側が伝えるというか、そういうことというのはあるのでしょうか。

○池谷教育長 高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、お答えいたします。

13ページの上にある調査項目の発達障害・情緒障害及びその可能性のある児童・生徒の保護者への学校からのアプローチということでございますが、特にその乖離があると述べられている部分の支援が必要であるがつながっていない児童・生徒の保護者等につきましては、まず担任の先生や管理職、また校内であれば特別支援教育コーディネーターがおりますので、そういう複数の教員の目で、その子が学校の中で、また学習の中でどのような困り感を持って、その困り感の状態がどうなのか、そういうものを把握します。そして、校内委員会でその子に対してどういう支援をしたらいいんだろう、又はどういう支援機関につなげたらいいんだろうということを協議します。その後、これは保護者に面談をして必要なところに支援につなげる必要があるというような判断をされたケースについては、学校と保護者が面談をします。そして、保護者に対しては、お子さんが学級や授業、友達とのコミュニケーションの中でこのようなところで困っているようです、そのための支援に向けてこういう支援もありますよという様々な支援方法を紹介します。ただ、これは非常にデリケートな話でもございますので、その保護者との面談に当たりましては、学校が直接話すケースや教育相談所を招待したり、またスクールカウンセラー等を紹介したり、その保護者にとって一番適切な面談になるような対策を講じた上で対処している状況でございます。

以上でございます。

○池谷教育長 潮委員、いかがでしょうか。

○潮委員 ありがとうございます。

実際に子供の様子を見ていても気付かないでいて、学校側からそう言われてそうなんだ、よかったと思われる方も実際にいますし、逆に言うと、もしかしたら何かそうなのかなということがあるても、ちょっと受け入れられないというか、そういう保護者の方もいらっしゃると思います。先ほど高橋部長もおっしゃったデリケートな部分なので難しいことだとは思いますが、先生方の負担なども大きくならないようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理者、お願いします。

○大野職務代理者 学校施設の長寿命化計画について、1点要望をさせていただきます。

以前、予算に関連して学校現場からの修繕等の要望、それになかなか応えられないつらさというものがあるのではないですかというようなお話をさせていただいた記憶がございますけれども、今回、資料を見させていただきまして、改めて施設の維持管理の大変さというのでしょうか、再認識をいたしました。この計画ですけれども、市の財政との関係から、より計画的な施設管理をしていこうという、そういうものだと理解いたしました。その中で、69ページの対策の優先順位の考え方にありますように、緊急的に対応すべき箇所は速やかに修繕等を行う。これを絶えず意識して、ぜひ柔軟に運用していただければと思った次第です。よろしく願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

比留間委員いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

その他、よろしいでしょうか。

潮委員、お願いします。

○潮委員 私からも長寿命化計画の部分でございます。

26ページ以降のところ、各学校の写真が掲載されておりまして、非常に分かりやすく拝見いたしました。そんな中で、プールなどの施設に関してでございますけれども、今年度1年間使用していないと思っておりますけれども、それに当たっていいまいしょうか、水質であったり、あと素足での活動になりますけれども、その辺の使っていない劣化というか、そういうものについてはいかがでしょうか。

○池谷教育長 プールにつきまして、櫻井教育施設担当課長、お願いします。

○櫻井教育施設担当課長 お答えいたします。

プールの維持管理の関係だと思いますが、今年度プールにつきましては、プールの授業は
ございませんでしたが、維持管理経費の中で委託料を取ってございますプールの清掃、また
ろ過器の点検については、通常2回行うんですが、1回だけ行う形を取ってございますので、
特に劣化状況については確認等は取れてございますので、問題ないかと思っております。

○潮委員 ありがとうございます。安心いたしました。

○池谷教育長 どうもありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって協議事項を終わります。

◎日程第7 その他

○池谷教育長 日程第7、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。いかがでしょうか。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 事務局からはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもってその他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時32分閉会